

質問1. 津市長ならびにこども政策課による施設整備時の手続き上の法令違反の是正

- ・久居井戸山町地内における新たな幼保連携型認定こども園の整備に係る手続きの違法性について
- ・今後の施設整備の手続きについて

回答

ア 津市子ども・子育て会議の法律上の位置づけ

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき、津市子ども・子育て会議条例のもと設置された審議会

子ども・子育て支援法

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

イ 子ども・子育て支援法第31条各項及び子ども・子育て支援法施行規則第29条の規定

子ども・子育て支援法第31条第1項	子ども・子育て支援法第27条第1項に紐づいて市町村長が、 <u>教育・保育施設の設置者から申請される施設型給付費の支給に係る施設として行う「確認」は、「利用定員を定めて行う」</u>
子ども・子育て支援法第31条第2項	第1項の「確認」の際に市町村長が「 <u>利用定員を定めようとするとき</u> 」は「 <u>合議制の機関を設置している場合はその意見を聴かなければならない</u> 」
子ども・子育て支援法施行規則第29条	法第31条の教育・保育施設の設置者が確認を受けようとするときは、 <u>建物の図面、施設の管理者の氏名、生年月日及び住所、従業者の勤務の体制等を記載した申請書又は書類を提出する。</u>

ウ ア・イの規定を踏まえたこれまでの手続きの流れ

利用定員を定める際に必要となる確認の申請には、建物の図面等が必要

▶ 整備する施設の規模や運営体制が概ね定まる(開所の数力月前)ことで、利用定員の内訳などが協議可能となる。

教育・保育施設の設置者から開所の数力月前に確認の申請がなされ、それに基づき利用定員を定める際に市子ども・子育て会議の意見を伺う。

▶ 違法性はないと判断

例)令和6年4月1日開所の場合

令和5年 8月	着工
12月	図面等を添付し、確認の申請
令和6年 2月	津市子ども・子育て会議で意見聴取※
4月	開所

※この段階で子ども・子育て会議の意見を聴取しても、利用定員の設定に反映させることは困難であったため、今年度からは施設整備については実施する前年度に子ども・子育て会議に報告することとしました。

エ 今後の施設整備の手続きの流れについて

- ・子ども・子育て会議において、入所待ち児童の状況を含め、保育所等の利用状況等を適宜情報共有。
- ・今後の民間事業者の施設整備に係る手続きは、施設整備に対する国の補助金に関する手続きを踏まえ、右記のように見直し。

例)令和9年度に施設整備を行う場合

令和7年11月	市内民間事業者への施設整備意向確認
令和8年 7月	子ども・子育て会議において意見聴取
8月	津市保育所等施設整備事業選定委員会開催
9月	国へ令和9年度補助金活用意向申請
令和9年 4月以降	工事業者を決定、着工

＜子ども・子育て支援法＞

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。第五十八条の九第二項、第三項及び第六項、第六十五条第四号及び第五号並びに附則第七条において同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第五十八条の四第一項第一号、第五十八条の九第二項並びに第六十五条第三号及び第四号において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

一 認定こども園 第十九条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分

二 幼稚園 第十九条第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分

三 保育所 第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同条第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第七十二条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

＜子ども・子育て支援法施行規則＞

第二十九条 法第三十一条第一項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長（特別区の長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、第四号に掲げる事項を記載した申請書又は書類（登記事項証明書を除く。）については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

一 施設の名称、教育・保育施設の種類及び設置の場所
(略)

六 建物の構造概要及び図面（各室の用途を明示するものとする。）並びに設備の概要
(略)

八 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所
(略)

十一 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
(略)

質問2. 施設整備の根拠、場所および定員設定の根拠や事業所の選定方法について

① 定員設定について

・新たに施設整備が計画される幼保連携型認定こども園の1号認定子どもの利用定員について

回 答

今回報告した利用定員→計画段階のもの
利用定員の設定→確認申請時に子ども・子育て会議の意見を聴いた上で決定するものであり、現時点では未確定

①-1 1号認定児の概要とその定員設定に伴う疑義

・今回の新たな施設整備を計画する法人が河芸地域で運営する幼保連携型認定こども園における、過去の1号認定子どもの利用定員拡大について

回 答

ア みらいの杜ゆたか園(黒田小学校区)に近接する杜の街地区の就学前児童数増

平成28年4月1日 (認定こども園移行)	349人
令和5年4月1日 (1号定員増前年度)	410人

} 61人増

◆教育ニーズの増→
令和5年4月1日における就学前人口に占める1号
認定こどもの割合…15%
61人×15%÷9人程度の1号認定こどものニーズ
増見込 →令和6年4月より1号定員増

◆保育ニーズの増→
令和5年8月に同じ黒田小学校区にゆたか認定こども
園が移転する際、保育認定の利用定員を90人から117
人に増加させることで対応

イ 津市における民間事業者が運営する認定こども園の利用定員

◆ 幼稚園→認定こども園移行施設一覧(6施設)

施設名	1号利用定員	2・3号利用定員
藤認定こども園	100	150
NOBENOこども園	60	109
認定子供園清泉幼稚園	60	72
ルーテル二葉認定こども園	45	64
津こども園	86	124
ふたば幼稚園	75	20

認定こども園への移行以前から在籍している児童は概ね
1号認定(教育)
→移行後も一定の1号利用定員設定が必要

◆ 保育所→認定こども園移行施設一覧(13施設)

施設名	1号利用定員	2・3号利用定員
杜の街ゆたか園	15	100
みらいの森ゆたか園	15	80
こどもの杜ゆたか園	9	120
津カトリックこども園	5	100
ぼだいじこども園	6	130
藤水認定こども園	15	160
風の子認定こども園	6	104
風の丘認定こども園	6	90
ゆたか認定こども園	15	117
すぎのこ保育園	6	102
高田保育園	9	160
ぼだいじIRORI園	6	90
風の音認定こども園	15	140

認定こども園への移行以前
から在籍している児童は
2・3号(保育)認定
→移行前からの在園児を考慮
した1号利用定員の設定は不要。

保育の必要性がなくなっても、
1号認定児童として引き続き在
籍できるという認定こども園の
メリットを生かすため、全施設に
おいて3～5歳児にそれぞれ数
名程度の1号認定の定員を設定。

質問2. 施設整備の根拠、場所および定員設定の根拠や事業所の選定方法について

② 場所の選定について

- ・久居地域内における、施設整備を実施する地域の選定について
- ・久居地域の近隣園の定員増による入所待ち児童の解消について

回答

資料2、資料3及び資料4参照

- ・久居地域では、とりわけ1歳児について、利用定員の不足が発生
令和8年度からの、のべの幼稚園の認定こども園移行(1歳児の利用定員は15人予定)によっても不足
- ・久居地域における入所申込者数は近年減少傾向
- ・久居地域に隣接する津南地域においても多数の入所待ち児童が発生



津南地域に近接する地域における施設整備がより入所待ち児童の問題に対応でき、また送迎等の保護者負担の減少も図れると判断

③ 認定こども園である意義

- ・近隣の公立の幼稚園において、1号認定児の定員が割れている中で従来の市内の認定こども園の1号認定児の比率を大幅に上回る設定を行う意義について
- ・人力的、金銭的に非効率に運営されている公立幼稚園の統廃合もしくは認定こども園化による入所待ち児童の解消の検討について
- ・民間施設が設置されていないエリアへの認定こども園開設について

回答

ア 1号認定児の定員設定について

1号利用定員も含め現時点の案
→今回いただいた意見も踏まえ、
利用定員を設定

イ 認定こども園について

- ・平成27年度からスタートした 子ども・子育て支援新制度において、幼稚園、保育所から認定こども園の移行を国は政策的に誘導していく方針
- ・保育の必要性がなくなっても、1号認定児童として引き続き在籍できるメリット
→移行に積極的に取り組む

ウ 公立の認定こども園化(公立→公立、計6施設)

施設名	開設時期、統合対象施設
津みどりの森こども園	平成30年4月～ 新町保育園、神戸幼稚園、新町幼稚園、 修成幼稚園を統合
香良洲浜っ子幼児園	平成30年4月～ 香良洲保育園、香良洲幼稚園を統合
白山こども園	平成30年4月～ 白山保育園、白山幼稚園を統合
一志こども園	平成31年4月～ 高野保育園、高岡幼稚園を統合
芸濃こども園	令和2年4月～ 芸濃保育園、棕本幼稚園、 安西・雲林院幼稚園を統合
河芸こども園	令和4年4月～ 上野保育園、上野幼稚園、豊津幼稚園を統合

エ 公立の認定こども園化(公立→私立、1施設)

施設名	開設時期、統合対象施設
風の音認定こども園	令和7年4月～ 高茶屋保育園、高茶屋幼稚園を 統合

オ 民間の園がないエリアへの認定こども園の新たな開設

2-②のとおり、今回の施設整備を予定した地域は、公立私立問わず多数の施設が存在する地域ではあるが、入所待ち児童も多数発生している地域
→各地域の入所待ち児童の状況等を踏まえ判断

④ 事業者の選定方法について

- ・新たな施設整備を計画する法人の運営状況について

回答

豊津児童福祉会が現在市内で運営している施設
→利用定員一杯まで児童を受け入れており、それに必要な職員を確保

施設名	利用定員	令和7年9月1日現在入所児童数
杜の街ゆたか園	115	125
みらいの森ゆたか園	95	103
こどもの杜ゆたか園	129	134
ゆたか認定こども園	132	121